



## はじめに

市民の皆さんには、日ごろから市のまちづくりに対して深いご理解とご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年来の急速な景気後退と不況の波が本市にも押し寄せ、織物業、建設業のほか、これまで堅調であった機械金属業においても大変厳しい状況に見舞われるなど、本市経済全体が深刻な状況に直面しています。

この厳しい状況を打開するために、市民の皆さんや職員の皆さんに御負担をお願いし、イベント関係補助金の1年間休止や職員等の給与カットなどの財源を充当し、“産業・雇用 緊急・総力支援策”を抜本的に推進するほか、“子育て応援”、“安全・安心のまちづくり”、“まちの未来開拓への取り組み”も含め、これら4つの視点を柱にした『雇用・産業・生活を全力で支える市民生活最優先の予算』を編成しました。

そして、だれひとり置き去りにされない、市民全員プレーの心の輪が広がるまちづくり、市民全員みな兄弟の、ともに生きる共生のまちづくりを懸命に取り組んでまいりたいと思っています。

この冊子では、図表や写真を活用し、行政用語や専門用語をできるだけわかりやすい言葉で説明するように心がけました。また、京丹後市の財政状況をグラフなどで示し、市の台所事情を少しでも理解していただけるようにしています。行政と市民の皆さんが力をあわせて、よりよいまちづくりを進めるきっかけとなれば幸いです。

市の予算というのは、市民生活に多大な影響を及ぼす行政サービスの大要を定めるものですが、そもそも市民のものであり、市は予算の内容をわかりやすく説明する責任があります。そこで、平成21年度も引き続き、「わかりやすいことしの予算」を発行することとしました。

この冊子では、図表や写真を活用し、行政用語や専門用語をできるだけわかりやすい言葉で説明するように心がけました。また、京丹後市の財政状況をグラフなどで示し、市の台所事情を少しでも理解していただけるようにしています。行政と市民の皆さんが力をあわせて、よりよいまちづくりを進めるきっかけとなれば幸いです。

平成21年4月

京丹後市長 中山 泰

# 平成21年度 京丹後市 当初予算 雇用・産業・生活を全力で支える

## 市民生活を最優先の予算

### 一般会計予算

299億6,000万円  
(対前年度比 5.8%増)

平成21年度予算  
4つの柱



### ◆会計別予算規模

会計名	21年度	20年度	対前年比
一般会計	299億6,000万円	283億3,000万円	5.8%
特別会計			
国民健康保険事業特別会計	68億4,000万円	68億1,300万円	0.4%
国民健康保険直営診療所事業特別会計	4億2,600万円	4億3,900万円	△ 3.0%
老人保健事業特別会計	3,100万円	7億7,100万円	△ 96.0%
後期高齢者医療事業特別会計	6億 400万円	6億3,240万円	△ 4.5%
介護保険事業特別会計	46億7,000万円	45億6,500万円	2.3%
介護サービス事業特別会計	6億7,500万円	6億5,700万円	2.7%
簡易水道事業特別会計	12億1,900万円	12億3,600万円	△ 1.4%
集落排水事業特別会計	6億4,100万円	7億 300万円	△ 8.8%
公共下水道事業特別会計	32億1,500万円	38億9,000万円	△ 17.4%
浄化槽整備事業特別会計	1億 500万円	1億2,300万円	△ 14.6%
工業用地造成事業特別会計	1億 300万円	10億3,500万円	△ 90.0%
宅地造成事業特別会計	5,600万円	6,900万円	△ 18.8%
峰山財産区特別会計	670万円	660万円	1.5%
五箇財産区特別会計	220万円	230万円	△ 4.3%
企業会計			
水道事業会計	20億2,258万円	21億4,800万円	△ 5.8%
病院事業会計	70億4,101万円	62億4,124万円	12.8%
総計	576億1,749万円	576億6,154万円	△ 0.1%

※平成20年度一般会計当初予算は骨格型予算です。

総額は、前年度当初予算と比較すると4,405万円、増減率0.1%の減となっています。一般会計では16億3,000万円、増減率5.8%の増で、「雇用・産業・生活を全力で支える市民生活最優先の予算」としています。

**一般会計とは** 市税や地方交付税などを主な財源として、福祉や教育、道路や公園の整備など、さまざまな分野の仕事を行うための会計で、多くの事業やサービスは、この一般会計で行っています。

**特別会計とは** 国民健康保険や公共下水道のように、保険税や使用料などの特定の収入により特定の事業を行うため、一般会計と区分するために設けられている会計です。

**公営企業会計とは** 地方公営企業法の適用を受けて、地方公共団体が経営する水道や病院事業のように、その事業収入により経営を行うために設けられている会計です。